

## 消費生活協同組合法（抜粋）

（事業の利用）

### 第十二条 1～2 （略）

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

一～五 （略）

4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業（第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。）を利用させることができる。（略）

一 （略）

二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合

三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適当と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を得た場合

5～6 （略）

（規約）

**第二十六条の二** 会計又は業務の執行に関し、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

（共済事業規約）

**第二十六条の三** 組合は、共済事業を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

2 （略）

（貸付事業規約）

**第二十六条の四** 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法及び貸付けの契約に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（役員の場合に対する損害賠償責任）

**第三十一条の三** 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

## 2 ～7 (略)

(役員 of 第三者に対する損害賠償責任)

### **第三十一条の四** 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当

該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

#### 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。

ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

##### 一 理事 次に掲げる行為

イ 第三十一条の七第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員 of 責任を追及する訴え)

**第三十一条の六** 役員 of 責任を追及する訴えについては、[会社法第七編第二章第二節](#) (第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。) の規定を準用する。この場合において、[同法第八百四十七条第一項](#) 及び[第四項](#) 中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、[同法第八百五十条第四項](#) 中「[第五十五条](#)」、[第二百二十条第五項](#)、[第四百二十四条](#) (第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、[第四百六十二条第三項](#) (同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、[第四百六十四条第二項](#) 及び[第四百六十五条第二項](#) とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決算関係書類等の作成等)

**第三十一条の七** 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。以下同じ。) 及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

## 3 ～12 (略)

### **第三十一条の八** 1～3 (略)

4 会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五までの規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の六の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員解任)

**第三十三条** 組合員は、総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

### 2～4 (略)

(総会招集)

### **第三十五条** (略)

2 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

### 3～4 (略)

(総会議決事項)

**第四十条** 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

#### 一～三 (略)

四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

五 収支予算

#### 六 (略)

七 事業報告書並びに決算関係書類その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるもの

#### 八～十 (略)

#### 2～3 (略)

- 4 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 第二十六条の三第一項に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 7 （略）
- 8 組合は、第四項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（総会の議事録）

**第四十五条** 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2～4（略）

（総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

**第四十六条** 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、[会社法第八百三十条](#)、[第八百三十一条](#)、[第八百三十四条](#)（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、[第八百三十五条第一項](#)、[第八百三十六条第一項及び第三項](#)、[第八百三十七条](#)、[第八百三十八条並びに第八百四十六条](#)の規定を準用する。この場合において、[同法第八百三十一条第一項](#)中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは、「組合員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総代会）

**第四十七条** 1～5（略）

- 6 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、[第十七条第二項](#)ただし書中「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」とあるのは「組合員」と、[同条第五項](#)中「十人」とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

7 （略）

**第四十七条の二** （略）

- 2 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を

理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

### 3 ～5 (略)

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

**第五十条** 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、[会社法第八百二十八条第一項](#)（第五号に係る部分に限る。）及び[第二項](#)（第五号に係る部分に限る。）、[第八百三十四条](#)（第五号に係る部分に限る。）、[第八百三十五条第一項](#)、[第八百三十六條](#)から[第八百三十九条](#)まで並びに[第八百四十六条](#)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(共済事業の譲渡等)

**第五十条の二** 共済事業を行う組合が共済事業（この事業に附帯する事業を含む。以下この条において同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

### 2 (略)

3 共済事業を行う組合は、前項に規定する共済契約を移転する契約をもつて共済事業に係る財産を移転することを定めることができる。

4 第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については、[第四十九条](#)から前条までの規定を準用する。

### 5 (略)

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

**第五十三条の十四 1～3 (略)**

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

### 5 (略)

(創立総会の議事)

**第五十六条の二** 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、[会社法第八百三十条](#)、[第八百三十一条](#)、[第八百三十四条](#)（第十六号及び第十七

号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立認可の申請)

**第五十七條** 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立總會議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 (略)

(設立の無効の訴え)

**第六十一條の二** 組合の設立の無効の訴えについては、[会社法第八百二十八條第一項](#)（第一号に係る部分に限る。）及び[第二項](#)（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。

(解散の事由)

**第六十二條** 組合は、次の事由によつて解散する。

一 總會の議決

二 定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 組合の合併

五 組合についての破産手続開始の決定

六 第九十五条第三項の規定による解散の命令

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (略)

(解散組合の継続)

**第六十三條** 存立時期の満了によつて解散した場合には、組合員の三分の二以上の同意を得て組合を継続することができる。ただし、存立時期満了の日より一月以内に認可を申請しなければならない。

2 ~ 3 (略)

(組合員の減少による解散)

**第六十四条** 第六十二条第一項の事由によるほか、消費生活協同組合は、組合員（第十四条第二項から第四項までの規定による組合員を除く。）が二十人未満になつたことによつて、連合会は、会員が一人になつたこと又は第十四条第五項第二号の規定による会員のみになつたことによつて解散する。

2 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併の認可）

**第六十九条** 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 （略）

（合併の無効の訴え）

**第七十一条** 組合の合併の無効の訴えについては、[会社法第八百二十八条第一項](#)（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び[第二項](#)（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、[第八百三十四条](#)（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、[第八百三十五条第一項](#)、[第八百三十六條から第八百三十九條まで](#)、[第八百四十三條](#)（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに[第八百四十六條](#)の規定を、この条において準用する[同法第八百四十三條第四項](#)の申立てについては、[同法第八百六十八條第五項](#)、[第八百七十条](#)（第十五号に係る部分に限る。）、[第八百七十一条本文](#)、[第八百七十二条](#)（第四号に係る部分に限る。）、[第八百七十三条本文](#)、[第八百七十五条](#)及び[第八百七十六条](#)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（[会社法](#)等の準用）

**第七十三条** 組合の解散及び清算については、[会社法第四百七十五条](#)（第三号を除く。）、[第四百七十六条](#)、[第四百七十八条第二項](#)及び[第四項](#)、[第四百七十九条第一項](#)及び[第二項](#)（各号列記以外の部分に限る。）、[第四百八十一条](#)、[第四百八十三条第四項](#)及び[第五項](#)、[第四百八十四条](#)、[第四百八十五条](#)、[第四百八十九条第四項](#)及び[第五項](#)、[第四百九十二条第一項](#)から[第三項](#)まで、[第四百九十九条](#)から[第五百三条](#)まで、[第五百七条](#)、[第八百六十八条第一項](#)、[第八百六十九条](#)、[第八百七十条](#)（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、[第八百七十一条](#)、[第八百七十二条](#)（第四号に係る部分に限る。）、[第八百七十四条](#)（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、[第八百七十五条](#)並びに[第八百七十六条](#)の規定を、組合の清算人については、[第二十九条の二](#)、[第二十九条の三](#)、[第三十条の二](#)、[第三十条の三](#)第一項及び第二項、[第三十条の四](#)から[第三十一条の二](#)まで（[第三十条の七](#)第二項を除く。）、[第三十一条の三](#)第一項から[第三項](#)まで、[第三十一条の四](#)第一項及び第二項（第

一号に係る部分に限る。)、第三十一条の五、第三十一条の七(第一項及び第十項を除く。)、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定を準用する。この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算終了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分之一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立の登記)

**第七十四条** 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第二十六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

- 二 事務所の所在場所
- 三 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
- 四 存立時期を定めたときは、その時期
- 五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 六 公告方法
- 七 第二十六条第三項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
  - イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて[会社法第九百十一条第三項第二十九号](#)イに規定するもの
  - ロ [第二十六条第四項](#) 後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め  
(変更の登記)

**第七十五条** 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- 2 前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後四週間以内にこれを行うことができる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

**第七十六条** 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第七十七条** 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(吸収合併の登記)

**第七十八条** 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については解散の登記をし、吸収合併存続組合については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

**第七十八条の二** 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

- 一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日
- 二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅組合が合意により定めた日
- 四 第六十九条第一項の認可を受けた日  
(解散の登記)

**第七十九条** 第六十二条第一項(第四号から第六号までを除く。)の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

**第八十条** 清算が終了したときは、第七十三条において準用する[会社法第五百七条第三項](#)の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

**第八十一条** 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
  - 二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十八条の二に規定する日から三週間以内
  - 三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
- 2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

**第八十二条** 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

**第八十三条** 第七十八条、第七十八条の二及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、吸収合併存続組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記の嘱託）

**第九十条** 組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、[会社法第九百三十七条第一項](#)（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場  
合については、[会社法第九百三十七条第一項](#)（第一号ニに係る部分に限る。）の規定  
を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、[会社法第九百三十七条第一項](#)（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この  
場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、[会社法第九百三十七条第三項](#)（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び[第四項](#)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決算関係書類等の提出）

**第九十二条の二** 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

- 3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（行政庁による検査）

**第九十四条** 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

- 2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

- 3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

- 4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

- 5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。

- 6 （略）

- 7 第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 (略)

(厚生労働省令への委任)

**第九十六条の三** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、許可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(所管行政庁)

**第九十七条** この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を越える組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知事とする。

(都道府県が処理する事務)

**第九十七条の二** この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。